

刈谷市高齢者配食サービス 【ライフデリ】

一般食



* 一般食、カロリー塩分調整食は
ご飯とのセットになります。

カロリー 塩分調整食



* カロリー塩分調整食は、
食塩6g以下／日までの方。
(6.0g未満／日の方は他事業者を
お選びください。)

やわらか食



ムース食



※一般食は、月～金で曜日を3日まで選択

※調整食（カロリー塩分調整食、やわらか食、ムース食）は、
月～金で曜日を5日まで選択

※**配達可能地域**：刈谷市内の国道1号よりも南側の地域。
(今川町・今岡町・一里山町のうち国道1号の北側、
井ヶ谷町、東境町、西境町は配達できません。)

回収容器です。キザミ食・おかゆ対応しています。※要相談

電話：0566-24-2626（刈谷市富士見町）

利 用 上 の 注 意 点

この事業での無料試食の提供はありません。

①料金支払い

- ・一般食は、1食600円（**利用者負担は300円**）
- ・調整食は、1食700円（**利用者負担は350円**）
- ・支払い方法は業者と決めてください。（口座引落とし・現金後払い）



②配達時間

おおむね午後4時～午後6時の間に配達をします。

弁当は、自宅にて本人に直接手渡しです。

※手渡しによる安否確認をします。置いておくことはできません。

③業者の変更

業者を変更したい場合は、毎月15日までに社会福祉協議会へ連絡してください。
翌月から業者変更ができます。

ただし、業者変更は原則として3か月利用後が目安となります。

④キャンセル及び休止・終了について

キャンセルは、前日の午後3時までに社会福祉協議会または業者まで
電話連絡してください。

※前日が休日・祝日の場合は業者へ直接キャンセルの連絡をしてください。

●休止とは、旅行・入院など長期に不在になる場合に一時的に利用をやめることをいいます。休止の連絡または再開希望は、事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。休止期間が**6か月を超えた場合は**、新たに申請が必要となります。

●終了とは、今後のサービスの利用を希望しない意思を表示したうえで利用をやめることをいいます。事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。
利用終了者の再開は、新たに申請が必要となります。

**※不在（受取できない等）の連絡がない場合、利用者負担額として
1食分（300円または350円）の料金をいただきます。ご了承ください**

申請先 : 刈谷市役所長寿課 電話 62-1063
問合せ先 : 刈谷市社会福祉協議会生活支援課
電話 23-1600